

平成 20 年度における重点改善品目の検討について（案）

1. 特定調達品目検討会分科会の設置

現行の特定調達品目または新規の品目のうち、温室効果ガスの排出削減に資する品目を選定し、引き続き特定調達品目検討会設置要項の第 3 項⑤に規定された分科会を設置し、当該品目に係る環境負荷の低減に向けた判断の基準等に関する検討を実施する。

2. 重点改善品目候補（案）の例示について

現段階においては、以下に示す重点改善品目候補（案）の中から 5 品目程度を選定し、分科会において検討を実施する予定である。

なお、今後、以下の候補（案）以外の品目についても温室効果ガス排出削減効果等の検討を行い、重点改善品目として設定する場合がある。

（１）紙類

今般の紙類に係る判断の基準等の見直しにおいて推進すべきとした古紙のグレードに応じた利用を図るためには、可能な限り、紙から紙へのリサイクルを行うことが重要である。このためには、分別・選別を徹底して古紙の品質を向上させる必要がある。具体的には、特に現行の印刷情報用紙の品目（コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙等）をそのグレードに応じた古紙として利用することを前提とした分別ができるよう、紙類の品目を適切に細分化することについて検討を行うため、重点改善品目候補として選定した。また、併せて従来の紙と比較し、紙繊維の密度が低く軽量であるが、厚みのある嵩高紙の利用可能性について、その用途等を踏まえ検討を行うものとする。

（２）印刷

古紙リサイクルの推進のためには、分別・選別を徹底して古紙の品質を向上させることが、古紙リサイクル推進の第一歩であり、古紙のグレードに応じ、適材適所で使用することが重要である（紙から紙へのリサイクルの推進）。古紙のグレードに応じた利用を行うことにより、歩留まりの低下、脱墨・漂白のための薬品投入、エ

エネルギーの使用、水質汚濁等による環境負荷の増大を防ぐことが可能となる。このため、現行の印刷の判断の基準等の強化を図ることにより、一層の環境負荷低減効果が得られるとともに、国等の機関が率先して古紙の品質向上を図る必要があることから重点改善品目候補として選定した。

（３）移動電話（携帯電話及び PHS）

平成 18 年度における移動電話（携帯電話（自動車電話を含む）及び PHS）の国内出荷台数は 48,755 千台（携帯電話 47,120 千台、PHS 1,635 千台。（社）電子情報技術産業協会調査）であり、移動電話の契約数は 1 億を超え、人口普及率も約 80% となっている。移動電話の大部分を占める携帯電話についてみると、非常に軽量化が進んだ製品であり、使用段階における消費電力も小さい反面、多機能化・サービス内容等の充実に伴う部品や材料の多様化により 1 台当たりの製造段階のエネルギー消費が増大していることが各種研究結果により示されており、ライフサイクル全体でみた場合のエネルギー消費は少くない。また、こうした多機能化によって買替寿命が短いことも特徴としてあげられる。さらに、携帯電話には希少金属が使用されており、その資源枯渇に対する影響も大きなものがあると考えられる。こうしたことから、携帯電話及び PHS の移動電話について、ライフサイクル全般にわたる省エネルギー、長寿命化及び資源枯渇等の観点から重点改善品目候補として選定した。

（４）複合機

前述のとおり、複写機、プリンタ、ファクシミリ、スキャナ等については、市場が単一機能の機器から複合機へと転換しているところである（複写機・複合機の国内出荷台数のうちアナログ複写機の割合は、平成 13 年の 20.2%から平成 18 年の 6.9%へと大幅な減少）。複合機の導入は、これまで必要となる単一機能の OA 機器を個別に導入していた状況を大きく変えることとなるものと考えられる。このため、多機能・高性能となった複合機に対応した必要十分な執務環境のあり方、OA 機器の最適な配置等を検討することにより、省エネルギーをはじめとした環境負荷の低減が図られるものと考えられる。このため、重点改善品目候補として選定した。なお、複合機に係る省エネルギー効率については、国際エネルギースタープログラムや省エネ法のトップランナー基準の改定と連携を図るものとする。

（５）太陽光発電システム、太陽熱利用システム

平成 13 年度のグリーン購入法の施行時から太陽光発電システム、太陽熱利用システムについては、特定調達品目の対象品目となっている。当初は、国等の機関が率先して導入を図り、これらの設備の市場形成や開発の促進への寄与を最優先とした

ことから、同一品目内で差異を生ずるような判断の基準を設けず、すべての製品が調達対象になっているところである。しかし、法の施行から 7 年が経過しており、当初の目的をさらに一步進め、これらの設備についても発電効率や熱効率、機器の耐久性・寿命等の多様な観点から新たな判断の基準に関する検討を実施し、より温室効果ガス排出削減効果の高いシステムを調達することが重要であるとの認識から、重点改善品目候補として選定した。

（６）繊維製品等

グリーン購入法の施行時においては、容器包装リサイクル法のニーズとあいまって、繊維製品等（制服・作業服、インテリア・寝装寝具等）については、主として再生 PET 樹脂の配合率を判断の基準として設定していたところである。しかし、判断の基準を設定してから既に 7 年が経過し、繊維製品等の判断の基準として再生 PET 樹脂（判断の基準の強化を含む）のみならず、未利用繊維やリサイクル繊維の使用、リサイクルシステムの構築等さらなる環境負荷低減を図るため配慮すべき事項もあることから、これら関連する分野・品目について横断的な検討を実施することが必要との認識から、重点改善品目候補として選定した。また、併せて植物を原料とする合成繊維（PLA）についてもライフサイクル全般にわたる環境負荷低減効果を検討する。

（７）廃棄物処理

庁舎管理等の一環として廃棄物処理に係る役務について検討を実施する。政府の実行計画に掲げられているごみの分別及び廃棄物の減量の実施に寄与する庁舎管理等における廃棄物処理のあり方を検討するとともに、機密文書等の融解処理に係る役務についても新たに特定調達品目として追加することを検討する。これにより、庁舎における一層の環境負荷の低減効果が得られるものと考えられることから、重点改善品目候補として選定した。

（８）情報システム運用管理サービス

官公庁・地方公共団体・企業・大学を問わず、業務サービスに不可欠となっている情報システムについて、情報システムの基盤となるネットワークインフラの安定稼働・セキュリティ・データにもとづく合理的なプランニング・運用管理の効率化を支援し、情報システム全体の環境負荷低減を図ることにより、省エネルギーをはじめとした温室効果ガス排出削減効果が期待できることから、重点改善品目候補として選定した。